

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件
令和2年(ワ)第509号 損害賠償請求事件
令和3年(ワ)第254号 損害賠償請求事件
令和3年(ワ)第263号 損害賠償請求事件
原告 入江須美 外31名
被告 西予市 外2名

準備書面(12)

令和6年11月22日

松山地方裁判所 民事第1部 合議一係 御中

被告西予市訴訟代理人弁護士 大島 博 雅



原告ら2024年5月24日付け「準備書面21」の内、被告西予市に対する請求に関する主張部分につき、下記のとおり、反論する。

記

第1 災害対策基本法56条1項に係る義務違反ないし裁量逸脱濫用の不存在

- 1 原告らは、被告西予市が「地域防災計画の定め」に明示されていない事項であっても、ダム放流に関する住民に対する情報提供義務があったと主張するようである。
- 2 災害対策基本法56条1項所定の「地域防災計画の定めるところにより」とは、予警報を地域防災計画に定めてある伝達系統（伝達先、伝達順位、伝達経路等）、伝達方法（伝達手段、伝達要領等）等に従ってということである（防災

行政研究会編『逐条解説災害法対策基本法』[第四次改訂版] 405 頁、ぎょうせい)。

発災当時の「西予市地域防災計画」(平成27年4月策定、甲B43)では、西予市、関係消防本部、愛媛県、愛媛県警察本部、国の指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共団体及びその他防災上重要な施設等の管理者との間において、各機関が処理すべき事務、業務が定められている。そして、原告ら指摘のとおり、確かに、第2編「災害予防対策」第1章「気象予報等の伝達」第6項「洪水予報、水防警報及び水位情報の発表・伝達」のところで、「洪水予報、水防警報並びに水位情報の発表及び伝達系統は、別に定める「西予市水防計画」の定めるところによる」とされ、「西予市水防計画」が存在する。ところが、「西予市水防計画」には、ダム放流による災害の伝達系統(伝達先、伝達順位、伝達経路等)、伝達方法(伝達手段、伝達要領等)については定めがない。具体的な、伝達先、伝達順位、伝達経路、伝達手段、伝達要領が定められてない。国、愛媛県との役割分担の定めもされていない(決定されていない)。西予市と、国、愛媛県の各担当機関・窓口も決まっていない。

「西予市地域防災計画」「西予市水防計画」の策定に際し、国、愛媛県と西予市とが、ダム放流による災害の被害対策(被害想定・被害対応・役割分担等)を協議した事実もない。そのため、発災当時のダム放流に際して、従うべき災害の伝達系統、伝達方法等が「西予市地域防災計画」「西予市水防計画」には定められていなかったのである。具体的な伝達系統(伝達先、伝達順位、伝達経路等)が未定であり、具体的な伝達方法も確立していない。

そのため、発災当時は、災害対策基本法56条1項の「地域防災計画の定め」による予警報の伝達をする根拠ないし方法を欠いていた。

本件で、被告西予市は、西予市地域防災計画に具体的な定めがない状態であっても、防災無線による避難指示のみならず消防団による戸別訪問を行い、これらが適切な災害予防・災害対応の事務・業務であることは既に述べたとおり

である。被告西予市は、避難指示を発した上、それを実効たらしめるべく、戸別訪問を行っている。被告西予市に、災害対策基本法56条1項に係る義務違反ないし裁量逸脱濫用はない。

- 3 野村ダムといった河川法等に基づき国が管理する施設について、西予市が単独・独自で水防計画を立てられるはずもなく、「西予市水防計画」には、ダム放流による災害の伝達系統（伝達先、伝達順位、伝達経路等）、伝達方法（伝達手段、伝達要領等）については定めがない。これら計画の不記載（不作為）も西予市の過失ではない。

第2 被告西予市に重過失はない

- 1 原告らは、午前6時8分、野村ダム事務所から被告西予市にホットラインで連絡を受けたことにつき、住民の生命に対する逼迫した危険があるのに、野村支所長及び西予市長が避難指示を出さなかったことに重過失があると主張する。その根拠として、西予市長には、避難指示の適切な専門的判断をする権限も義務もあると主張している。

しかし、この原告らの主張は、失当である。被告西予市は、災害対策基本法により、防災情報を伝達することはできたとしても、法令上も条理からしても、災害発生情報を予知することはできない。前記のとおり、原告らは、災害対策基本法の根本的解釈を誤ったものである。

- 2 災害情報が届けられたとしても、避難は全員が即行動するものではなく、社会的行動、心理的問題（正常性バイアスを含む）により、大きな阻害を受ける（関谷直也著『災害情報 東日本大震災からの教訓』（東京大学出版会、2021年9月）。災害情報を届けるため、適切な避難文言を選択することはその通りであるが、基本的には、リスクコミュニケーションの問題であり、災害文化、防災教育、その他コミュニケーションが重要である（前著のまとめ）。

原告らは、災害対策基本法60条により、被告西予市がダムの放流量「毎秒

1750立方メートル」を防災無線で通知する義務があったと主張するが、これは失当である。野村ダムの構造、放流量、河川容量等の現場、専門的知識を持ち合わせていない住民がこの情報を聞いたとしても、混乱するだけであり、適切な文言ではない。

また、原告らは、被告が「氾濫する！！みんなすぐ丘に逃げよ。」と通知する義務があったと主張するが、災害情報を聞いて、最適な避難行動（自身の状況で丘なのか、垂直避難なのか）を選択する主体は行政ではなく、住民が自身にとって最適な避難行動を選択すべきである。

以上